

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	3-1
許認可等の種類	特別児童扶養手当の認定			
根拠法令条例等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第5条			
許認可等の概要	手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 認定請求書の審査</p> <p>(1) 認定請求書に記載すべき事項で記載もれ又は誤記がないか。</p> <p>(2) 認定請求書に添付すべき書類が揃っているか。</p> <p>(3) 認定請求書には、所得の状況を記載することとなっているので所得に関する書類が添付されているか。</p> <p>(4) 認定請求書の記載内容と添付書類のそれと一致しているか。</p> <p>(5) 受給資格者又は対象児童の公的年金の給付の受給状況について、請求者から聞き取り「公的年金調書」を作成すること。</p> <p>(6) 以上の審査の結果、認定請求書に明白な誤りがあった場合においては、市町村で容易に補正できるものはこれを補正し、補正できないものについては、認定請求書を返戻し、又は、関係書類を一部追完を行う等の措置をとること。</p> <p>2 所得の状況に関する実質的審査</p> <p>3 手当額改定請求書に関する審査</p> <p>規則第二条の規定により、市町村に特別児童扶養手当額改定請求書が提出された場合には、前期1の認定請求書の審査の例に準じて審査を行うものとする。</p> <p>この場合、特別児童扶養手当額改定請求書には、必要な書類が添付されているかどうか審査すること。</p> <p>4 定時の現況届の審査</p> <p>規則第四条の規定により、市町村に現況届が提出された場合には前記1の(3)及び2の所得の状況に関する審査の例に準じて審査を行うものとする。</p>			
基準の制定根拠	児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について (昭和48.10.31付 児企第48号)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日			
期間の制定根拠	—			